

平成19年7月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 梅 の 花
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 梅 野 重 俊
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 本 多 裕 二
T E L 0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年7月4日開催の当社取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式分割

- 分割の目的 投資家の皆様に投資していただきやすい環境を整えるため、当社株式の投資額を引き下げ、流動性の向上と投資家層の拡大を目的とする。
- 株式分割の概要
 - 分割の方法 平成19年9月30日(日)を基準日(ただし、当日及び平成19年9月29日(土)は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日(金))として、株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割する。
 - 分割により増加する株式数 平成19年9月30日(日)(ただし、当日及び平成19年9月29日(土)は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日(金))最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。
- 日 程
 - 基準日 平成19年9月30日(日)
 - 効力発生日 平成19年10月1日(月)
※証券保管振替制度をご利用の株主各位においては、平成19年10月1日(月)付で増加株式数の残高が発生致します。
 - 株券交付日 平成19年11月20日(火)
- その他、本株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

II. 株式分割に伴う定款の一部変更

- 定款の一部変更の理由 上記I.の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成19年10月1日(月)付けをもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとする。
- 定款の一部変更の内容 会社法第184条第2項の規定に基づき、平成19年10月1日(月)付けをもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を103,500株増加して207,000株とする。

	変更前	変更後
発行可能株式総数	103,500株	207,000株

- 日 程 平成19年10月1日(月)付けをもって変更する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。新株式発行及び株式売出しに関して投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 今回の株式分割による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	26,350株	(平成19年7月3日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	2,200株	
(3) 公募増資後発行済株式総数	28,550株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	300株	(注)2
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	28,850株	(注)2
(6) 株式分割による増加株式数	28,850株	(注)2
(7) 株式分割後の発行済株式総数	57,700株	(注)2

(注) 1. 平成19年7月4日に公募による新株式発行、株式売出し及び大和証券エスエムビーシーに対する第三者割当による新株式発行を決議しており、上記ご参考には当該決議による発行新株式数を含んでおります。新株式発行及び株式売出しに関する詳細は、本日開示しております「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 上記(注)1.に記載の第三者割当による新株式発行の発行新株式数の全株に対し、大和証券エスエムビーシー株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数値であります。

2. 今回の株式分割に伴う、当社発行の新株予約権の行使価格の調整につきましては、上記(注)1.に記載の新株式発行に伴う行使価格の調整と併せて確定次第開示いたします。

3. 今回の株式分割は平成19年10月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成19年9月30日とする平成19年9月期の配当金(期末)は、株式分割前の株式が対象となります。

ご注意：この文書は、当社の株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。新株式発行及び株式売出しに関して投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。